

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例及び府中市規則の規定に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 担当者（通所型サービス 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスの生活相談員）

氏名 _____ 連絡先 042-360-7071（指定通所介護等直通）

氏名 _____ 連絡先 042-360-1353（代表）

2. 通所型サービス 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスの内容

- (1) サービス提供日 毎週月曜日～土曜日
(日曜日及び12月30日～1月3日は除く)
- (2) サービス提供時間 10:00～15:30
- (3) 利用日 毎週 曜日
- (4) 利用場所 府中市西府町二丁目24番6 デイサービスセンター鳳仙寮
- (5) 利用可能設備 食堂及び機能回復訓練室
相談室
浴室（一般浴槽・特別浴槽）
送迎車 5台（車椅子昇降リフト仕様）
- (6) サービスの内容 通所型サービス計画又は府中市総合事業による介護予防ケアマネジメントに沿い、送迎、食事の提供、入浴介助、機能回復訓練その他必要な介護等を行います。

※ 具体的な内容は、毎月お配りする月間予定表をご覧ください。

3. 料金

(1) 通所型サービス（総合事業対象者）（1月の料金）

項目	1月あたりの利用料	報酬単位	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
通所型サービス1	19,202円	1,798単位	1,920円	3,840円	5,760円
通所型サービス2	19,341円	1,811単位	1,934円	3,868円	5,802円
通所型サービス2	38,672円	3,621単位	3,867円	7,734円	11,601円

各種加算 1月単位

① サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

要支援1（72単位） 1割77円・2割154円・3割231円

要支援2（144単位） 1割154円・2割308円・3割462円

② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 総単位数の9.2%相当

③ 食費 1食あたり 780円（おやつ代含む）

（食事は原則施設提供のものを召し上がっていただきます。）

④ 特別な食事の提供 以下の場合、材料費等の実費をいただきます

- ・基本食事サービス費の費用を超える食事の提供
- ・高価な材料を使用し特別な調理を行った場合
- ・外部の料理人による出張サービス 等

⑤ クラブ費 各種クラブに参加することができます（材料代等実費）

1回あたり、110円～1,500円

書道：110円/回・料理：165円/回・パステル画：250円/回・タクティール：110円/回
フラワーアレンジメント1,500円/回・呼吸クラブ：110円/回 等

⑥ 喫茶費（食後のティータイム）選択できる飲み物 1日あたり、130円

⑦ 理美容代金 カットブロー（水、金曜日）2,630円・「生保1,320円」

カットブロー：（火曜日）2,300円 カットパーマ13,100円

カラー：5,250円 カットカラー・カットパーマ7,870円 顔刈り：530円

⑧ おむつ代金 パット33円・リハパン77円・テープ式おむつ99円

⑨ その他 実費（作品制作にかかった費用等）

⑩ キャンセル規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が必要です。

イ・利用日の前日正午までのご連絡の場合 無料

ロ・利用日の前日正午すぎのご連絡の場合 780円 食費相当分

(2) 府中市介護予防・日常生活支援総合事業による市独自基準通所型サービスの利用料
(1月の料金)

単位	利用料	自己負担額		
通所型サービス 311	事業対象者が、週1回程度利用した場合又は要支援1の方が利用した場合	1,364 単位	14,567 円	1,456 円 (1割)
				2,913 円 (2割)
				4,370 円 (3割)
通所型サービス 412	事業対象者が、週1回程度利用した場合又は要支援2の方が利用した場合	1,375 単位	14,685 円	1,468 円 (1割)
				2,937 円 (2割)
				4,405 円 (3割)
通所型サービス 312	事業対象者が、週2回程度利用した場合又は要支援2の方が利用した場合	2,666 単位	28,472 円	2,847 円 (1割)
				5,694 円 (2割)
				8,541 円 (3割)

各種加算・自費費用

④～⑩までは共通

○ 食事

提供場所：基本的に食堂にてお摂りいただきます。健康上などの理由により、別の場所でもお食事することができます。

食事時間：基本定時の時間にお摂りください。

健康上の理由やその日のスケジュールにて、食事時間が前後する場合は、可能な範囲で調整対応いたします。

(食事取り置き：常温で1時間、冷蔵保存で2時間まで)

○ 口腔ケア

昼食後1回うがいや歯ブラシ・義歯洗浄等、それぞれ介護度に合わせて介助いたします。

○ 更衣

入浴前、入浴後の更衣をそれぞれ介護度に合わせて介助いたします。

○ プライバシーへの配慮

- ① 介助時には声をかけ、サービスの説明を行い、同意を得たうえで対応いたします。
- ② 羞恥心に配慮し、カーテンやドアにて必要な個別空間を作ります。
- ③ 基本同性介護に配慮したケアサービスに努めます。

○ 成年後見制度の活用

社会の一員として普通に生活し活動できる理念（ノーマライゼーション）と、自己決定権の尊重を目的に「成年後見制度」を活用することができます。このような保護制度を活用しながら、利用者の不十分な判断能力を補い、鳳仙寮では利用者には不利益がない、意思が尊重される生活支援を推進致します。

○ 実習生等の受け入れ

施設では介護福祉士養成校等から随時介護実習生を受け入れています。実習生は介護職員が安全対策を講じた見守りのもと、直接身体介助等を実践し利用者の日常生活援助の基本を学びます。また、学生が実習上知り得た個人情報（身体状況・生活歴・既往歴・家族構成等）については、実習期間及び実習終了後においても外部に漏洩することのないよう適切に管理・指導を行います。

○ デイサービス送迎範囲（エリア）

府中市内：片町、北山町、住吉町、東芝町、西原町、西府町、日鋼町、日新町、府中町、幸町、晴見町、分梅町、本宿町、本町、南町、宮西町、寿町、美好町、武蔵台、矢崎町、四谷、天神町、小柳町、宮町、栄町、是政（国立市：泉、谷保、富士見台の一部）

○ 第三者評価実施状況について

実施した直近の年月日	令和5年11月
実施した評価機関の名称	株式会社 ウェルビー
評価結果の開示状況	・とうきょう福祉ナビゲーション「福祉サービス第三者評価」に掲載

(緊急連絡先)

<家族>

1. 氏 名 _____ (続柄: _____)
住 所 _____
緊急連絡先番号 _____
携 帯 番 号 _____

2. 氏 名 _____ (続柄: _____)
住 所 _____
緊急連絡先番号 _____
携 帯 番 号 _____

<主治医>

病院又は医院 _____
医 師 名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている日には振替ができませんのでご了承ください。

4. 相談・要望・苦情等の窓口

・ケアサービスに関する苦情・ご意見については相談窓口またはご意見用紙にて対応いたします。

口頭相談: 苦情受付担当者 生活相談員、施設長、事務長

第三者委員(予め選任された施設職員以外の窓口)

苦情解決責任者 管理者 不動田 敏幸 042-360-1353(代表)

記述式: 1階受付およびデイフロアに「苦情・ご意見用紙」を準備しています。記入後は職員に手渡すか、1階事務所横の「ご意見ポスト」へ投函してください。

対応: ①苦情解決責任者の確認のもと、原因を調査し解決方策の検討と対応をいたします。
また苦情解決のため、原則申し出人への話し合いを行います。

②ご意見用紙に記述された苦情・ご意見は対応策と共に(匿名等投稿者に配慮のうえ)苦情白書(3ヶ月ごとに更新)に綴り公表いたします。

③苦情原因の改善状況は、第三者委員へ結果報告いたします

その他の苦情受付窓口⇒

府中市福祉保健部介護保険課	042-335-4030
東京都社会福祉協議会	03-5283-7020
国民健康保険団体連合会介護保険相談課	03-6238-0177

5. 高齢者虐待防止

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
2. 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
3. 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止に関する責任者 管理者 不動田 敏幸 042-360-1353

6. 当センターの通所型サービスの特徴など

(施設の運営方針)

要介護状態の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

7. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人府中西和会
代 表 者	理事長 松村 秀
所 在 地	東京都府中市西府町二丁目 24 番 6
電話番号	042-360-7071 (指定通所介護等直通)
電話番号	042-360-1353 (代表)

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業

イ・特別養護老人ホームの経営

第二種社会福祉事業

イ・老人短期入所施設の経営

ロ・老人デイサービスセンターの経営

ハ・老人居宅介護等事業の経営

* プライバシーポリシー

施設は、個人情報の重要性を認識し、以下の取り組みを実施いたしております。

- ご利用者個人に関する情報(以下「個人情報」といいます)の取り扱いについて規定を定め、また、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めております。
- ご利用者から個人情報を収集させていただく場合は、収集目的、ご利用者に対する当施設の窓口をお知らせしたうえで、必要な範囲で個人情報を収集させていただきます。
- ご利用者の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するための措置を講じております。
- 当施設が、個人情報の処理を外部へ委託する場合には、漏えいや再提供を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を実施させていただきます。
- ご利用者が、ご利用者の個人情報の確認、訂正等を希望される場合には、ご利用者に対する当施設各窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 当施設が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組み及び保護活動を、維持、改善してまいります。

個人情報の第三者への開示について

当施設は原則として、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供・開示することはいたしません。

ただし、当施設と機密保持契約を締結している協力機関、提携事業所及び業務委託会社に対して個人情報を開示する場合があります。

その場合においても、当施設が提供するサービスと同様、個人情報に関する諸規程を遵守し、その管理を行い 当施設との間において個人情報を遵守する契約条項を義務づけます。

また、ご利用者本人より個人情報の開示を求められた場合は、合理的な期間内において可能範囲内の情報を 通知することができます。

上記以外において、以下のような場合、個人の情報を開示いたします。

当施設が従うべき法律に基づき個人情報の開示を要求された場合(裁判所、検察庁、警察などの法的機関からの 法律に基づく正式な照会を受けた場合)、当施設は、これに応じて情報を開示する場合があります。

プライバシーポリシーの内容は、必要に応じて変更することがございます。

プライバシーポリシーの変更告知について

利用者の方へは、その都度ご連絡はいたしかねますので、ご利用の際にはホームページの最新の内容をご参照ください。